

社会福祉法人大洋会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大洋会（以下「当法人」という）定款8条及び定款21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（理事長、常務理事及び理事）については、報酬を支給することとするが、賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (3) 非常勤理事及び監事に対して、各年度の理事1人あたりの各年度の総額が10万円、各年度の監事1人あたりの各年度の総額が20万円を超えない範囲で報酬として支給できる。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、**別表第1**に定める額
- (2) 通勤手当については、給与規程第7条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬及び交通費については、**別表第2**に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、当法人旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員等報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、給与規程第17条4項に準じた日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50円未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50円以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

附 則 この規程は、平成29年 6月26日より施行する。
平成29年12月 1日一部改正

別表 1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 25万円
常務理事	月額 20万円
理事	月額 15万円

別表 2（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

	報酬（日額）	交通費
評議員会への出席	5千円	実費
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5千円	実費

(2) 理事

	報酬（日額）	交通費
理事会等会議への出席	5千円	実費
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5千円	実費

(3) 監事

	報酬（日額）	交通費
監事監査等への出席	1万円	実費
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5千円	実費